

社会保険料控除・医療費控除等に関する確定申告の注意点

介護保険料を社会保険料控除として申告する場合

令和6年中に介護保険料を納めた方へ1月31日(金)に「介護保険料納付済額確認書」を発送します。申告の際は、確認書の金額をご確認ください(申告に確認書の添付は不要)。

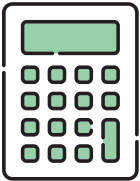
※介護保険料は、住民税・所得税の社会保険料控除の対象です。

※令和6年中に他の区市町村に納付した保険料がある場合は、その金額も含めた合計額が控除の対象です。

※令和6年1月～12月の保険料の納付方法が課税年金からの差し引きのみの方には、確認書を発送しません。日本年金機構等から1月中旬に発送される源泉徴収票をご確認ください。

※還付があった場合は、納付額から還付額を差し引きます。

☎介護保険課資格係 ☎(5273)4273



高齢者のおむつ代を医療費控除として申告する場合

介護保険の要介護認定を受けている方のおむつ代を、医療費控除の対象として確定申告する場合、原則として、医師発行の「おむつ使用証明書」を領収書に添付する必要があります。

●下記の要件を全て満たす方は区が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます

発行には申請する方の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。事前にお問い合わせください。

▶令和6年中に介護保険の要介護認定の期間があり、同年に購入したおむつ代を医療費控除で確定申告する

▶主治医意見書で「寝たきり度がB1～C2」「尿失禁の可能性または失禁への対応としてカテーテルを使用している」ことを確認できる

☎介護保険課認定第一係 ☎(5273)3643

令和6年分公的年金等の源泉徴収票を1月中旬から順次発送しています

☎令和6年中に老齢・退職が支給事由の年金を受け取った方

※障害年金・遺族年金は課税されないため、源泉徴収票は発行されません。

※令和6年10月1日～12月31日に、令和6年中に初めて国民年金保険料を納めた方には、令和7年2月に社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を順次発送します。

新宿年金事務所の建物名が変わりました

新しい名称 MipLa新宿五丁目ビル(〒160-8601 新宿5-9-2)

☎▶ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165(050から始まる電話からは ☎(6700)1165)、▶新宿年金事務所 ☎(3354)5048

2月3日から新宿区納付案内センターを開設します

従来の納税お知らせコールセンターと国保料お知らせコールセンターを統合し、新たに同センターを開設します。

同センターでは、納期限を過ぎても税・国保料のお支払いが確認できない方への電話での納付案内のほか、税務課・医療保険年金課への納付相談等の電話の受け付けを行います。

同センター連絡先 ☎(5273)4311(2月3日(月)から受け付け)

☎▶税務課納税係 ☎(5273)4534

▶医療保険年金課納付推進係 ☎(5273)4158

詐欺被害防止 一言アドバイス

都道府県の警察官を名乗る詐欺に注意

警察官を名乗って「あなたの口座が犯罪に利用されている」「あなたの携帯電話が犯罪に利用されている」等の携帯電話への電話が増えています。

SNSやビデオ通話に誘導して、偽の警察手帳や逮捕状を見せてきたり、「資産を保護する」「保釈金が必要」等と言って、インターネットバンキングや暗号資産取引口座で振り込みを指示してきたら、それは詐欺です。

警察官がSNSやビデオ通話で連絡を取ることはありません。すぐに110番通報をしてください。

区内の特殊詐欺被害認知件数(12月)

主な詐欺の種類	件数
オレオレ詐欺	12件
預貯金詐欺	0件
架空料金請求詐欺	1件
還付金詐欺	1件
キャッシュカード詐欺盗	0件
合計	14件

※区危機管理課調べ

警察署代表電話

▶牛込 ☎(3269)0110

▶新宿 ☎(3346)0110

▶戸塚 ☎(3207)0110

▶四谷 ☎(3357)0110

☎危機管理課危機管理係

☎(5273)3532

快適なマンションライフのために 47

大規模修繕工事を円滑に実施するために

マンションを適正に維持管理し、長く住み続けられるようにするためには、計画的な大規模修繕工事が必要です。

国土交通省が実施した「令和3年度マンション大規模修繕工事に関する実態調査」で、大規模修繕工事を実施したマンションの平均修繕周期は「13年」が最も割合として高く、全体の約7割が12～15年の周期でした。

管理組合が大規模修繕工事を円滑に実施するためには、理事会や専門委員会等での最適な実施方式の検討や、実施方式に合ったパートナー(マンションの改修業務に精通した専門家)の選定が重要です。管理組合内の合意形成をスムーズに図るために、組合員へ修繕工事の内容や公正な業者の選定方法等を丁寧に説明する必要があります。

区では、一級建築士等の専門家が相談に応じるマンション管理相談や、マンションの理事会等に専門家を派遣するマンション管理相談員派遣を行っています。大規模修繕工事の進め方について専門家のアドバイスが必要な場合には、積極的にご活用ください。

☎住宅課居住支援係 ☎(5273)3567

